

和光市総合体育館の管理運営に関する年度協定書

和光市教育委員会（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）であるセイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和5年3月15日に、和光市総合体育館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した「和光市総合体育館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（令和8年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（令和8年度の指定管理料）

第3条 甲は、指定管理料として、金63,000,000円（消費税及び地方消費税含む）を乙に支払うものとする。

2 乙は甲に対し指定管理料を月毎に書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求が適当と認めたときは、当該書面を受理した日から30日以内に、乙の代表構成員に対して、管理費用を支払うものとする。

4 乙は、指定管理料のうち、金6,000,000円は、基本協定第14条の修繕費に、金2,300,000円は、基本協定第18条第4項の備品購入費に充てる。金300,000円以上の修繕及び備品購入については、甲乙確認のもと執行するものとする。また、修繕費及び備品購入費に不用額が生じた場合は甲に返還するものとする。なお、修繕費と備品購入費に不足額が生じた場合は、甲と乙で協議を行うものとする。ただし、修繕費及び備品購入費のいずれかに不足額が生じる見込みがある場合に限り、甲乙確認のもと、当該科目間で流用できるものとする。

5 乙は、計画していた事業を中止し、又は職員を配置せず、若しくは職員の雇用形態を変更する等事業計画に定めた本業務を実施しなかった場合は、本業務を実施しなかったことにより生じた指定管理料の残額又は実施しなかった本業務の予算額に相当する額を甲に返還しなければならない。

6 乙は、年度終了後に指定管理料（第4項に規定する不用額及び前項の規定により乙が甲に返還した金額を除く。）と利用料金等（乙が本業務を実施することにより得られる利用料金その他の収入をいう。）の合計額から本業務に要した経費の額を除いて得た額に残額が生じた場合は、当該残額を余剰金とし、当該余剰金の額に100分の20を乗じて得た額（1円未満切捨て）を甲に返還するものとする。

（駐車場管理業務）

第4条 乙は、本施設の1階駐車場及び駐車場内に設置された料金徴収機器について、適正な管理を行うものとする。

2 乙は、本施設の1階駐車場について、和光樹林公園内に設置されたものであることを認識し、本施設利用者以外の和光樹林公園利用者の利用を拒まないものとする。

(駐車場利用料金)

第5条 本施設の駐車場利用料金については、条例並びに和光樹林公園駐車場の料金設定を基本とするものとする。

2 駐車場料金の改定にあたっては甲乙協議するものとする。

3 駐車場料金に減免制度を設けるときは、甲乙協議するものとする。

(事業報告書の提出)

第6条 基本協定第24条第1項の規定に基づく事業報告書については、別紙「事業報告書のルール」に基づき作成するものとする。

(年度協定の変更)

第7条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、年度協定の規定を変更することができるものとする。

(協議事項)

第8条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年度協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月1日

	埼玉県和光市広沢1番5号	
甲	和光市教育委員会	印

乙	セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体	
代表構成員	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号	
	株式会社セイカスポーツセンター	
	代表取締役 玉川 文生	印
構成員	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2	
	さいたま新都心LAタワー30F	
	株式会社クリーン工房	
	代表取締役 川鍋 知恵子	印

別紙 事業報告書のルール

1. 売上計上について

○用語規定

- 【減免】

利用料金について減免申請を受け付ける事で、料金の減額又は免除を行う事。
※これに対し、利用料金を割引設定する事は減免では無い。
- 【還付】

一度収受した利用料金に対し、還付申請を受け付け返金する事。
- 【現金ベース】

料金を収受した際に売上・経費を計上
- 【発生ベース】

利用の期限が到来した時に売上・経費を計上

		事業報告書への記載方法					受付方法	帳票保管期間	入金方法						
		減免	還付	事業報告書に 現金ベースで記 載	事業報告書に 発生ベースで 記載	報告書に 返金額を 記載	様式有る・・・◎	市の文書管理規定	券売機	指定管理 者レジに て入金	精算機	口座引落 (クレジット) (集金代 行)	振込	和光市等 から振替	和光市シ ステム等
		様式(帳票)有り・・・◎													
		口頭申請・・・・・・・○													
		減免無し・・・・・・・×													
施設利用料金	団体貸切利用料	◎	◎	○	・・・	無し	◎	有り	○	○			○		○
	個人都度利用	◎	・・・	○	・・・	無し	・・・	・・・	○						
	回数券	×	・・・	○	・・・	無し	・・・	・・・	○						
その他	駐車場料金	×	・・・	○	・・・	無し	・・・	・・・		○	○				
自主事業料金	コース型教室	×	・・・	○	・・・	無し	◎	・・・	○						
※条例に記載なし	イベント	・・・	・・・	○	・・・	無し	・・・	・・・		○					
	物販	・・・	・・・	○	・・・	無し	・・・	・・・		○					

2. 利用者のカウント方法について

		事業報告書への記載するベースの数字				
		申請様式	半券	券売機レポート	市予約システ ム	スタッフが カウント
施設利用料金	団体貸切利用	利用報告書			○	
	個人	チケット回収	○			※
	回数券	チケット回収	○			
その他	駐車場料金	精算機ジャーナル		○		
自主事業料金	コース型教室	出席簿				○
※条例に記載なし	イベント	参加者名簿				○

※サービスプログラムは時間帯別参加者をスタッフがカウントし台帳へ記載する